

# 令和3年度行政監査 監査結果

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の行政事務全般について、適正かつ効率的に執行されているかの観点から行う監査である。

本県においては、一般行政事務の中から特定の課題を選定してこの監査を実施しており、令和3年度は次のとおり実施した。

## 第2 監査の実施概要

### 1 監査のテーマ

水害等の非常時における水防資器材の備蓄状況等について

### 2 監査の目的

近年、地球規模での気候変動による台風の大型化や線状降水帯の発生による水害や土砂災害が頻発し、全国的に甚大な被害が発生している。本県においても、直近では、令和3年8月に雲仙市の土砂災害、令和2年7月に大村市を中心とした水害が発生した。

過去にも、昭和32年の諫早大水害、昭和57年の長崎大水害、平成3年の雲仙普賢岳噴火による土石流災害など様々な自然災害を蒙っている。

本県は、山や丘陵が海まで迫る急峻な地形をしており、上流で降った雨が一気に流下することから短時間で急激な水位上昇が発生するため、避難や水防活動にかけられる時間が短くなる。

国土交通省の「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」の提言によると、九州北西部では、 $2^{\circ}\text{C}$ の気温上昇で降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約2倍になると想定され、気候変動による影響が河川整備の進捗を上回る新たなフェーズに突入した可能性があるとしている。

都道府県知事は、水害・高潮等の非常時における対応について、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第7条第1項の規定により、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防計画を定めることとされている。

本県では、土木部河川課が水防計画を所管しており、長崎県水防計画(以下「県水防計画」という。)には、水防組織、水防倉庫及び資器材の備蓄、輸送路の確保、水防活動、浸水想定区域及びハザードマップ等について13章にわたり定められている。

今回は、県水防計画のうち、「水防倉庫及び資器材の備蓄」、「輸送路の確保」、「浸水想定区域及びハザードマップ」の実態把握や管理状況について行政監査を行うことにより、今後の事務の改善に資することを目的とした。

なお、平成17年度(平成18年3月29日公表)に、防災資器材の管理等の状況について行政監査を実施したことがあるが、令和3年度定期監査(前期)において、水防資器材の備蓄基準の不明確さや管理の不十分さにかかる検出を行ったことから、改めて本テーマによる行政監査を実施するものである。

### 3 監査の着眼点

#### (1) 水防倉庫及び水防資器材の備蓄

- ① 県水防計画上の水防倉庫設置箇所と水防資器材の備蓄基準
- ② 水防倉庫及び水防資器材の現状
- ③ 水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充

#### (2) 輸送路の確保

- ① 輸送路(迂回路)の計画策定状況
- ② 輸送手段の確保

#### (3) 浸水想定区域及びハザードマップ

- ① 浸水想定区域等の指定状況
- ② 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ③ ハザードマップ作成及び周知の状況

#### (4) その他

- ① 水防活動費の支出状況
- ② 津波対策と県水防計画
- ③ 水防計画の必須記載事項

### 4 監査対象

#### (1) 対象所属

県水防計画を所管している土木部河川課並びに関係する県民生活環境部水環境対策課、水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課、土木部砂防課(以下「本庁関係課」という。)及び水防地方本部に位置づけられている7振興局・2土木維持管理事務所・1支所(以下「振興局等」という。)を対象とした。また、法第3条の規定により水防責任は第一次的には市町にあることから、県内13市8町(以下「市町」という。)についても調査を行った。

## (2) 対象年度

監査対象年度は、令和3年度とした。

# 5 監査の実施状況

## (1) 予備監査

- ① 対象機関 本庁関係課及び振興局等
- ② 監査実施日 令和3年5月19日～令和4年3月15日
- ③ 監査方法

普通会計財務予備監査時点で振興局等での現地確認及び聴き取り調査を行い、さらに前述の監査の着眼点等をもとに調書の作成を依頼し、回答を整理した。

## (2) 監査委員による監査

- ① 対象機関 本庁関係課及び振興局等
- ② 監査実施日 令和4年3月16日
- ③ 監査方法

本庁関係課に出席を求め、予備監査の報告をもとに監査を実施した。

### 第3 判明した事項

#### 1 水防倉庫及び水防資器材の備蓄

県水防計画には、水防倉庫の設置箇所並びに振興局等及び市町の水防資器材の備蓄状況が記載されているので、記載内容を精査するとともに現状を確認したところ、以下のとおりであった。

##### (1) 県水防計画上の水防倉庫設置箇所と水防資器材の備蓄基準

###### (ア) 水防倉庫の設置箇所

県水防計画には、「市町村水防倉庫設置箇所一覧表(別表6-1)」(25頁参照)と「水防資器材備蓄状況(別表6-2)」(27頁参照)があり、それぞれ64箇所と118箇所の記載がある。

- 別表6-1には、水防倉庫の所在地や管理者など水防倉庫の基本事項が記載されている。
- 別表6-2には、主に「水防資器材」の品目及び数量などが記載されている。

河川課は、平成17年度行政監査での「水防計画に記載されている水防倉庫設置箇所一覧表において、実態と異なっているものがあったので、実態にあったものに改善する必要がある。」との指摘を受け、平成18年度県水防計画において記載事項の整理、再確認、修正を行ったと措置状況を報告している。

河川課は、毎年度、県水防計画の策定にあたり振興局等及び市町の現状調査を行っているが、今回の行政監査で別表6-1と別表6-2の記載内容を比較したところ、別表6-1に記載されているが、別表6-2には記載されていない水防倉庫が17箇所あり、別表6-1に記載されておらず、別表6-2に記載されている水防倉庫が71箇所あった。

このうち、県管理の水防倉庫については、別表6-1には振興局等6機関(長崎振興局、県央振興局、大瀬戸土木維持管理事務所、田平土木維持管理事務所、五島振興局及び壱岐振興局)が記載されていなかったが、別表6-2には振興局等10機関の水防倉庫の記載があった。

また、市町管理の水防倉庫について、別表6-1と別表6-2で設置箇所が相違している市町が15市町あった。

河川課の説明によると、別表6-1は水防倉庫と認識している倉庫を記載しているが、別表6-2は市町や消防署の庁舎に水防資器材を備蓄している箇所についても記載していることなどから相違しているとしている。

また、一部の市町では、別表6-1、別表6-2に未記載のものがあるので、令和4年度の県水防計画策定時に修正を行うとしている。

#### (イ) 水防資器材の備蓄基準

法第3条によると「市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。」とされており、法第3条の6によると県は「その区域における水防管理団体(市町)が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。」とされている。

水防資器材の備蓄については、県水防計画第6章において、振興局等及び市町の具体的な備蓄の基準若しくは目安は示されていないが、令和3年6月に公表された長崎県地域防災計画基本計画編(以下「地域防災計画」という。)では、振興局等、市町ともに具体的な備蓄の基準若しくは目安が示されており、県水防計画と地域防災計画では記載内容が相違している。

表:水防資器材の備蓄基準

	県水防計画	地域防災計画
振興局等	管内市町の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を準備	管内市町が備蓄すべき「土のう袋」、「鋼杭」の数量の「約10%相当」を備蓄
市町	重要水防区域(水防区域のうち、特にその現状から洪水、津波、高潮等が公共上に及ぼす影響があるもの)の延長など「実状に応じ資器材を準備」と記載され、積み土のう工10mに必要な資器材(5品目)が参考表示されている。	

平成17年度行政監査において、「県と市町においてそれぞれが保有すべきものについて十分協議を行い、合理的な備蓄の在り方について検討する必要がある。」との指摘がなされている。

河川課の説明によると、この指摘を受けたので、平成19年度県水防計画から備蓄量を、市町については積み土のう工10mに必要な資器材(5品目)を一単位として、重要水防区域延長の「約1%」の備蓄を目標とし、振興局等は市町の備蓄数量の「約10%相当」と定めたものの、一部の市町から基準を満たすことが困難である旨の意見があつたため、平成24年度から当該備蓄基準を廃止し、市町については「実状に応じ資器材を準備」、振興局等については「必要に応じて資器材を準備」と修正している。その際、地域防災計画の修正を行わなかつたため、県水防計画と地域防災計画との不整合が生じ、現在に至っていることである。

また、備蓄基準を廃止した理由として、備蓄は市町が行うべきものであつて、県分は予備であり、緊急補給に過ぎないので基準を設ける必要がないためとしている。

このため、振興局等が「必要に応じて資器材を準備」することとされている水防資器材について、すべての振興局等において備蓄基準若しくは目安となるものがない状態にある。

次に、「実状に応じ資器材を準備」するとされている市町については、備蓄基準があると回答している市町が6市町ある一方、備蓄基準がないとしている市町が15市町あった。また、備蓄基準があると回答した市町の基準を確認したところ、一定の知見に基づいた客観的基準ではなく、従前からの備蓄数量をもって基準としている。

なお、令和3年度定期監査(前期)において、「備蓄基準を各振興局で定めるべきものとしているが、周知徹底されていないため、県として備蓄すべき資器材の種類及び数量が不明確である。」との指摘を受けたことから、河川課は、「水防資器材備蓄に関する基本方針」(令和4年2月)を策定し、今後、河川課・振興局等・市町間で、備蓄すべき資器材の種類や数量について協議を行い、情報を共有することとし、市町に対しては、必要な助言を行うとしている。

## (2) 水防倉庫及び水防資器材の現状

### (ア) 県の水防倉庫設置箇所

県管理の水防倉庫の設置箇所について、公表されているハザードマップと照合したところ、6機関において水防倉庫が浸水想定区域等に位置していた。

表:水防倉庫の設置箇所と浸水想定区域等

振興局等名	設置箇所(別表6-2)	浸水想定区域等	
長崎振興局	長崎市江川町	×	土砂災害警戒区域
県央振興局	諫早市貝津町	○	区域外
島原振興局	島原市片町	×	洪水浸水想定区域
県北振興局	佐世保市大野町	×	土砂災害警戒区域
大瀬戸土木維持管理事務所	西海市大瀬戸町	×	前面道路が土砂災害警戒区域
田平土木維持管理事務所	平戸市田平町	○	区域外
五島振興局	五島市福江町	×	家屋倒壊等氾濫想定区域内 洪水浸水想定区域内
上五島支所	新上五島町有川郷	○	区域外
対馬振興局	対馬市峰町三根	×	土砂災害警戒区域
壱岐振興局	—	—	—

※壱岐振興局の水防倉庫は県水防計画別表6-2に記載があるが、実際は設置されておらず、水防資器材も備蓄していない。

河川課としては、浸水想定区域等に位置する県管理の水防倉庫については、今後、移転・嵩上を検討するとしている。

#### (イ) 県が備蓄する水防資器材の状況

現地確認や聴き取り調査をしたところ、水防資器材については、県水防計画上の記載と備蓄数量等が相違している振興局等が2機関(県央振興局、五島振興局)、県水防計画と備蓄実数は一致していたが、受払簿と備蓄実数が相違していた振興局等が1機関(島原振興局)あった。

また、県水防計画において、振興局等に水防資器材の受払簿を備え付けることが規定されているが、この受払簿がない振興局等が3機関(長崎振興局、大瀬戸土木維持管理事務所、壱岐振興局)あった。

さらに、平成17年度行政監査で水防資器材が全く備蓄されていないと指摘した振興局等3機関について現状を確認したところ、田平土木維持管理事務所及び五島振興局では備蓄が行われていたが、壱岐振興局では水防倉庫自体がなく水防資器材の備蓄もなかった。

なお、河川課は、毎年振興局等から報告を受け、備蓄状況を把握しているとしているが、水防倉庫や水防資器材の備蓄がない壱岐振興局を含め、振興局等の備蓄にかかる特段の検討や振興局等に対する指導は行われていない。

表：振興局等における水防資器材の備蓄状況

振興局等名	県水防計画上の記載と備蓄の現状		受払簿 備付状況
長崎振興局	○	県水防計画と一致	無
県央振興局	×	県水防計画と一部不一致(使用不可能な土のう袋が備蓄され、使用可能な土のう袋の数量が不明)	有
島原振興局	×	県水防計画と一致(ただし土のう袋の受払簿と実数量が不一致)	有
県北振興局	○	県水防計画と一致	有
大瀬戸土木維持管理事務所	○	県水防計画と一致	無
田平土木維持管理事務所	○	県水防計画と一致	有
五島振興局	×	県水防計画と一部不一致(アンカーピンと鋼杭の規格違い)	有
上五島支所	○	県水防計画と一致	有
対馬振興局	○	県水防計画と一致	有
壱岐振興局	—	水防倉庫及び水防資器材なし	無

#### (ウ) 市町の状況

市町が管理する水防倉庫について、ハザードマップや浸水想定区域図で確認を行ったところ、浸水想定区域等に位置している市町が16市町あり、水防倉庫の場所と水防資器材の備蓄数量の現状を聴き取り調査したところ、県水防計画と水防倉庫設置箇所や数量などの相違がないと回答した市町が6市町あった一方、県水防計画と水防倉庫設置箇所や実数などが相違していると回答した市町が15市町あった。

### (3) 水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充

県水防計画では、「県の水防地方本部(振興局等)は、管内水防管理団体(市町)の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を備蓄し、各地区の緊急補給に備えておかなければならぬ。」と規定されている。

また、平成17年度行政監査において、「水防資器材が保管されている一部の倉庫において、劣化により機能品質が保持されていないものや照明設備等の不備が見受けられたので、常日頃から定期点検を実施し、整備や品質管理を徹底するなど改善する必要がある。」との指摘がなされている。

振興局等において、管理している水防資器材と管内市町の水防資器材の把握状況を聴き取り調査したところ、すべての振興局等が毎年度確認し、把握しているとの回答を得た。

しかし、振興局等で管理している水防資器材を現地確認したところ、劣化し使用不能な土のう袋がそのまま保管されている事例や、規格違いにより使用困難な鋼杭が備蓄されている事例があり、河川課若しくは振興局等で劣化状態や規格、数量の評価、検討が行われていなかった。

なお、河川課の説明によると、振興局等や市町の実際の備蓄数量については、毎年報告を受け把握しているが、備蓄数量の必要数について検討を行っておらず、また、振興局等や市町が備蓄する水防資器材の劣化や使用状況については、それぞれ、振興局等や市町が把握して対応すべきものであるとしている。

さらに、水防資器材の補充状況について現地確認したところ、劣化により廃棄した土のう袋の補充が行われていない振興局等があり、補充を行わなかつた理由を聴き取り調査したところ、使用実績がないことから補充の必要がない等の回答があつた。

## 2 輸送路の確保

県水防計画では、水防資器材の輸送について、次のとおり記載されている。

### 県水防計画 第7章(抜粋)

- 1 水防地方本部(振興局等)は、緊急時の管轄輸送路(迂回路)の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体(市町)にその計画を周知させておくものとする。
- 2 市町道についても、水防管理者(市町)は1に準じて確保しておくものとする。
- 3 水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくこと。

振興局等及び市町の輸送路の計画策定状況等について聴き取り調査したところ、以下のとおりであった。

## (1) 輸送路(迂回路)の計画策定状況

すべての振興局等において、輸送路は定められていなかった。

また、市町における輸送路の計画策定状況は、策定していると回答した市町が7市町であった一方、未策定の市町が14市町であった。なお、策定していると回答した市町の輸送路を確認すると、輸送路として通行する国県道や市町道の路線名の記載にとどまっており、水防倉庫から重要水防区域等の水防活動を行う箇所や市町庁舎までの輸送路は明記されていなかった。

## (2) 輸送手段の確保

すべての振興局等において、輸送手段は定められていなかった。

河川課の説明によると、水害発生時は適宜、使用可能な輸送手段を利用するため計画には特に定めていないとしている。

## 3 浸水想定区域及びハザードマップ

県水防計画第12章では、国土交通省、県及び市町は、洪水・雨水出水(内水氾濫)・高潮対応として浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)を指定することとされている。

そして、市町は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置を講ずることとされている。

県における浸水想定区域の指定状況等について、聴き取り調査を行ったところ、以下のとおりであった。

### (1) 浸水想定区域の指定状況

#### ○ 河川について(洪水浸水想定区域)

洪水浸水想定区域は、洪水予報河川(流域面積が大きく、洪水により重大な損害が生じる恐れがある河川など)等に指定された河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲を国及び都道府県が指定することとされている。

平成27年度法改正により、洪水浸水想定区域の前提となる降雨が「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」から「想定しうる最大規模の降雨」へと変更されたことにより、浸水想定区域の拡大が考えられたので、国は令和2年までの指定の見直しを求めている。

河川課によると、本県で対象とした29河川について、平成30年度から浸水想定区域の見直しに着手し、令和2年度までにすべての見直しが終了している。

### ○ 下水道について(雨水出水浸水想定区域)

雨水出水浸水想定区域は、平成27年度法改正で、雨水出水により相当な損害が生ずるおそれがある排水施設(雨水渠、雨水管渠)を対象に、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、排水施設の管理者が指定することとされたものである。

水環境対策課によると、県が管理する広域下水道(大村湾南部流域下水道)は、雨水排水のための施設(雨水管渠、ポンプ場等)を有しておらず、汚水のみを処理する施設となっていることから、県が指定すべき区域はないとしている。

### ○ 海岸について(高潮浸水想定区域)

高潮浸水想定区域は、平成27年度法改正により、想定最大規模の高潮により浸水が想定される区域を都道府県が指定することとされたものである。

特に、高潮により大きな被害が発生するおそれの高い有明海については、概ね5年程度(令和2年度頃)での早期指定を国から求められており、関係県のうち福岡県は、高潮浸水想定区域の指定は終え、佐賀県は令和3年度中に指定予定とのことであるが、本県では未だ指定に至っていない。

港湾課によると、本県では、県内海岸を6海岸に区分し、令和2年度から区域指定に向けた事業を進めているが、現在は、有明海と西彼杵の2海岸の想定区域図を作成している段階であり、全体の指定完了時期については未定であるとしている。

## (2) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

県水防計画では、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置の一つとして、市町は、洪水予報、水位到達情報の伝達方法を市町地域防災計画において浸水想定区域ごとに定めることとされている。

洪水予報、水位到達情報の伝達経路は、長崎地方気象台等が洪水予報を発表し、県の所管課を経由して住民へ伝えることとされている。

洪水予報、水位到達情報の伝達方法が市町地域防災計画で定められているか聴き取り調査を行ったところ、定める必要がない1町を除く20市町のうち、6市町については、洪水予報、水位到達情報の伝達方法が定められておらず、また、伝達方法を定めているとする14市町についても、浸水想定区域ごとに定められておらず、洪水予報の伝達系統図のみが記載されている状況であった。

### (3) ハザードマップの作成及び周知の状況

市町村は、法第15条3項及び県水防計画に基づき、県等が指定した洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域等を表示した図面(浸水想定区域図)に、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項などを記載したハザードマップを作成し、住民等に周知することとされている。

今回、現状を調査したところ、(2)で述べた点などで不十分な部分はあるものの、すべての市町において一定のハザードマップは作成されており、ホームページへの掲載や全世帯への配布、役場窓口への設置などにより住民等への周知も行われていた。

## 4 その他

### (1) 水防活動費の支出状況

河川課は、水防資器材の購入については、水防活動費等から支出すると説明しているが、平成28年度以降の水防活動費の決算額を確認したところ、ほぼ全額が事務的経費であり、水防倉庫や水防資器材の購入費用としての支出はない。

水防活動経費に係る国庫補助等については、水防資材費補助金として一年間に一定額以上使用した場合に活用できるが、平成14年度から一般災害は対象とならず激甚災害のみが対象となっている。

なお、平成24年度から社会资本整備総合交付金制度のもとに防災・安全交付金が創設されており、市町村が都道府県と共同で作成した「社会资本総合整備計画」に基づいて実施する事業については、防災・安全交付金の効果促進事業の活用により、都道府県を通じて支援を受けることができる。しかし、本県ではまだ、水防活動に関して活用された実績がない。

表:水防活動費の支出状況 (単位:円)

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
報償費	39,600	39,600	39,600	39,600	0	69,300
旅費	25,640	14,440	13,680	9,840	0	15,000
需用費	195,050	215,044	224,284	230,548	236,060	160,920
役務費	1,139,500	2,550	12,750	2,550	7,650	211,000
工事請負費	0	0	0	0	0	305,000
負担金						90,000
計	1,399,790	271,634	290,314	282,538	243,710	851,220

※H28～R2は決算額、R3は予算額

※報償費は水防協議会委員報償費、旅費は水防協議会委員旅費、需用費は印刷費等

平成28年度の役務費の主なものは水防無線免許更新手数料

令和3年度の工事請負費は総合防災訓練における築堤費用、負担金は全国水防管理団体連合会負担金

## (2) 津波対策と県水防計画

法の目的として、同法第1条は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持すること」としており、水防には、津波等が発生した際の防御等も含まれると規定されているが、県水防計画では、第1章「津波における留意事項」等の記載はあるものの、津波が発生した際の防御等(対策)については、記載されていない。

なお、地域防災計画震災対策編、地震・津波災害発生時の初動対応マニュアル(平成22年修正)及び津波浸水想定について(平成28年公表)には、県の津波対策が規定されている。

## (3) 水防計画の必須記載事項

国土交通省は、都道府県が水防計画を作成する際に参考となるよう、水防計画の作成のイメージ例を示すとともに解説として作成時に留意すべき事項を示した「水防計画作成の手引き(都道府県版)」(以下「手引き」という。)を公表している。

手引きには、法律に規定されている等の理由により必ず記載すべきと考えられる「必須」、特に規定等はないものの水防事務を円滑に進めるためには記載が望ましいと考えられる「推奨」、それ以外でも記載しておくと参考となる「任意」があり、それぞれ解説が記述されている。

手引きにおいて、水防計画での記載が「必須」とされている事項について、県水防計画の内容を確認したところ、以下のとおり記載されていないものがあった。

表:水防計画の「必須」記載事項の記載状況

項目	「必須」記載事項	県水防計画における記載状況
水防倉庫及び資器材の備蓄	備蓄すべき水防倉庫及び資器材の数量の基本的な考え方	県:必要に応じて 市町:実状に応じ
	国の保有する応急復旧用資器材や都道府県の有する備蓄資器材の使用に関する必要な手続き等	無
輸送路の確保	非常時における水防資器材等の水防管理団体(市町)への輸送経路や輸送計画等の取り決めに 関して、県と水防管理団体との役割	無

## 第4 監査の結果及び総括

### 1 個別監査結果

- 指摘事項 5件
- 意見 2件

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

指摘事項：①法令、条例又は通達等に違反しているもの  
②機関の意思決定が適切になされていないもの  
③収入確保に適切な措置を要するもの  
④予算を目的外に支出しているもの  
⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの  
⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの  
⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの  
⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

指導事項：指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

意見：①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの  
②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

#### (1) 水防倉庫及び水防資器材の備蓄

##### ① 県水防計画上の水防倉庫設置箇所と水防資器材の備蓄基準

###### (ア) 水防倉庫の設置箇所

水防倉庫の所在地は、県や市町が水害時に迅速かつ、円滑に水防活動を行うための基本情報であり、県水防計画には実態と一致する内容が記載される必要がある。

河川課は、平成17年度行政監査での指摘を受け、平成18年度県水防計画において記載事項の整理、再確認、修正を行ったと措置状況を報告しているが、今回の行政監査で現状を確認したところ、県水防計画と実態が異なっていた。

###### 【指摘：河川課】

水防倉庫について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県水防計画と実態が異なっているので、適正に記載すること。

###### (イ) 水防資器材の備蓄基準

河川課は、平成17年度行政監査において、「県と市町においてそれぞれが保有すべきものについて十分協議を行い、合理的な備蓄の在り方について検討する必要がある。」と指摘を受け、一旦は数的な備蓄基準を定めたものの、その後、

振興局等は「必要に応じて」、市町は「実状に応じ」との抽象的な表現に変更し、それらの考え方や目安(必要量)を示していない。

なお、河川課は、令和3年度定期監査(前期)での指摘を受け、令和4年2月に「水防資器材備蓄に関する基本方針」を定め、今後備蓄すべき資器材の種類や数量について、振興局等や市町と協議を行い、市町に対し必要な助言を行っていくこととしている。

**【指摘:河川課】**

備蓄すべき水防資器材について、平成17年度行政監査での指摘を受け、一旦は数的な基準を定めたものの、現在は抽象的な表現になっているので、客観的な根拠に基づいた備蓄目安(必要量)を示しながら、令和4年2月に策定した基本方針に基づいて、振興局等及び市町と十分に協議し、備蓄すべき水防資器材の品目や数量を情報共有するとともに、市町に対し必要な助言を行うこと。

**② 水防倉庫及び水防資器材の現状**

**(ア) 県の水防倉庫設置箇所**

水防資器材は、非常時に水防倉庫から円滑かつ確実に搬出できることが重要であるが、今回確認したところ、複数の水防倉庫が浸水想定区域等に位置しており、災害発生時に水防資器材の搬出が困難となるおそれがある。

**【意見:河川課・振興局等】**

浸水想定区域等にある水防倉庫について、早急に設置箇所の見直しを行うべきである。

**(イ) 県が備蓄する水防資器材の状況**

複数の振興局等において、水防資器材の備蓄数量等が県水防計画と異なっており、また、県水防計画で備え付けることとされている受払簿がない振興局等があった。

さらに、平成17年度行政監査で、「田平(土木維持管理事務所)、五島(振興局)、壱岐(振興局)においては、水防資器材が全く備蓄されていなかった。」と指摘していたため、現状を確認したところ、壱岐振興局には水防倉庫自体がなく、水防資器材の備蓄もなかつた。

### 【指摘:河川課】

水防資器材の備蓄について、複数の振興局等において、備蓄数量等が県水防計画と異なっており、また、県水防計画で備え付けることとされている受払簿がない振興局等があった。さらに、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、壱岐振興局には水防倉庫がなく備蓄されていないので、適切に対応すること。

### (ウ) 水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充

平成17年度行政監査において、水防資器材が保管されている一部の倉庫で、劣化により機能品質が保持されていないなどの指摘を行った。

今回、水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充がどのように行われているのか確認したところ、振興局等では数量の把握が主であり、河川課においても振興局等や市町からの報告を毎年受けるだけで劣化や不足への対応がなされていないなど、県全体としての数量及び品質の管理が不十分であった。

### 【指摘:河川課】

水防資器材の管理について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県全体としての備蓄数量及び品質の状況把握が不十分であるので、振興局等及び市町と情報を共有するなど実効的な管理体制を構築し、適切な管理を行うこと。

## (2) 浸水想定区域及びハザードマップ

### ①浸水想定区域等の指定状況

県が洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等を遅滞なく適切に指定することは、市町がハザードマップ作成を行うために必要不可欠である。

洪水浸水想定区域については、すべての対象河川で指定の見直しが終了しているが、高潮浸水想定区域については、指定に向けた事業に取り組んではいるものの、全体の指定完了時期が未定である。

### 【指摘:河川課・港湾課】

高潮浸水想定区域の指定に向けて事業に取り組んでいるところであるが、事業の着手が遅れ、特に有明海については国の指定完了目標時期を超過しているので、他の海岸を含め事業の進捗を図り、早期の指定に努めること。

## ②洪水予報、水位到達情報の伝達方法

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、市町は、市町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定めておく必要がある。

聴き取り調査を行ったところ、定める必要がない1町を除く20市町のうち、6市町については、洪水予報、水位到達情報の伝達方法が定められておらず、また、伝達方法を定めているとする14市町についても、浸水想定区域ごとには定められておらず、洪水予報の伝達系統図のみが記載されている状況であった。

### 【意見：河川課】

市町が策定する地域防災計画において、洪水予報、水位到達情報の伝達方法の規定が不十分なものがあるので、県水防計画の規定に基づいて策定するよう市町に助言等を行うべきである。

## 2 総 括

今回の行政監査では、関係法令等を踏まえて、現地確認や聞き取り調査を行ったところ、水防法や県水防計画等で規定されている内容を満たしていない事項や、法改正に対応していない事項に加え、本庁・振興局等・市町間における情報の共有及び連携の不足や、水防資器材の補充などの予算対応が計画的に行われていないことなどが見受けられ、その中には、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、改善されていないものがあった。

については、近年、異常気象による大規模災害が頻発している状況もあり、今回の監査結果を真摯に受け止め、県民の生命・身体及び財産を保護し、県土の保全に資する長崎県水防計画となるよう、早期に改善・強化を図ることを求めたい。

なお、今回の監査で指摘・意見とした各事項については、今後の対応・改善状況を継続して検証することとしたい。

## 【関係法令等】

○水防法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならぬ。
- 6 二以上の都府県に関する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
  - 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川
  - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
    - 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
    - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
    - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
  - 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
  - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- (雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
  - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。  
(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するも

のにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものと見 predecessing
  - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

##### 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

## ○令和3年度 水防計画 長崎県(抜粋)

### 第6章 水防倉庫及び資器材の備蓄

#### 1 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資器材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実情に応じ資器材を準備しておくものとする。

#### 2 資器材の確保と補充

水防管理者は、資器材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また、器材が使用又は損傷により不足が生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

#### 3 県の水防備蓄資器材

県の水防地方本部は、管内水防管理団体の資器材の備蓄状況を十分に把握し、必要に応じて資器材を準備し、各地区の緊急補給に備えておかなければならぬ。また、県水防資器材の受払については、下表により受払簿を備え、資器材の使用により不足等が生じた場合は、速やかに水防本部(県河川課)へ連絡すること。

4 水防倉庫の配置は、別表6-1のとおりであり、水防資器材の備蓄状況は別表6-2のとおりである。

### 第7章 輸送路の確保

1 水防地方本部は、緊急時の管轄輸送路(迂回路)の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知させておくものとする。

2 市町道についても、水防管理者は1に準じて確保しておくものとする。

3 水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくこと。

#### 4 その他

異常気象時の通行規制区間は、別表7のとおりである。

### 第12章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ

#### 1 洪水・雨水出水・高潮対応

##### 1. 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

県及び市町村は、水位情報周知公共下水道等排水施設等について、雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。

県は、水位情報周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する。

それぞれ、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

##### 2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、当該浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 3.洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記①②③④⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

洪水ハザードマップの公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

別表6-1

## 市町村水防倉庫設置箇所一覧表

所管名	河川名 (海岸名)	管理者	責任者	所在地
長崎市	浦上川	長崎市長	長崎市長	長崎市稻佐町3-35
長与町	長与川	長与町長	長与町長	長与町嬉里郷636-1
諫早市	全般	諫早市長	諫早市長	諫早市東小路町7-1
"	"	"	"	諫早市城見町26-3
"	本明川	"	"	諫早市小野島町2232の一部
"	"	"	"	諫早市西里町1603-3地先
"	"	"	"	諫早市川内町503-3の一部
"	福田川	"	"	諫早市福田町2851-9地先
"	仁反田川	"	"	諫早市森山町下井牟田
"	"	"	"	諫早市" 上井牟田
"	唐比川	"	"	諫早市" 唐比東
"	有明川	"	"	諫早市" 杉谷
"	"	"	"	諫早市" 田尻
"	仁反田川	"	"	諫早市" 本村
"	長走川	"	"	諫早市" 慶師野
"	全般	"	"	諫早市飯盛町開
"	"	"	"	諫早市高来町三部老528
"	境川	"	"	諫早市" 溝口
"	境川	"	"	諫早市" 汲水
"	湯江川	"	"	諫早市" 小峰
"	田島川	"	"	諫早市" 小船津
"	小江川	"	"	諫早市" 折山
"	深海川	"	"	諫早市" 古場
"	全般	"	"	諫早市小長井町小川原浦
大村市	大上戸川	大村市長	大村市長	大村市水主町1丁目747-43
"	郡川	"	"	大村市竹松本町1025-2
佐世保市	相浦川	佐世保市長	相浦支所長	佐世保市相浦町
"	"	"	中里皆瀬支所長	佐世保市上本山町
"	"	長崎県知事	大野支所長	佐世保市大野町
"	"	佐世保市長	柚木支所長	佐世保市柚木町
"	佐世保川	佐世保市長	河川課長	佐世保市高天町
"	日宇川	"	日宇支所長	佐世保市黒髪町

所管名	河川名 (海岸名)	管理者	責任者	所在地
佐世保市	小森川	佐世保市長	三川内支所長	佐世保市三川内町
〃	小森川	〃	早岐支所長	佐世保市広田3丁目
〃	宮村川	〃	宮支所長	佐世保市城間町
〃	福井川	〃	吉井支所長	佐世保市吉井町直谷1042-3
〃	佐々川	〃	〃	佐世保市吉井町橋川内448-4
〃	〃	〃	〃	佐世保市吉井町吉元409-4
〃	小佐々川	〃	小佐々支所長	佐世保市小佐々町臼ノ浦
佐々町	佐々木川場	佐々町長	佐々町長	佐々町本田原免
佐世保市	江迎川	佐世保市長	江迎支所長	佐世保市江迎町長坂255-5
〃	鹿町川	佐世保市長	鹿町支所長	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦
〃	佐々川	佐世保市長	世知原支所長	佐世保市世知原町栗迎246-1
〃	福浦川	佐世保市長	宇久行政センター長	佐世保市宇久町平
東彼杵町	千錦川	東彼杵町長	東彼杵町長	東彼杵町瀬戸郷
〃	〃	〃	〃	東彼杵町八反田郷
〃	江ノ串川	〃	〃	東彼杵町里郷
川棚町	川棚川	川棚町長	川棚町長	川棚町中組郷
波佐見町	〃	波佐見町長	波佐見町長	波佐見町長野郷
〃	〃	〃	〃	波佐見町宿郷
平戸市	鏡川	平戸市長	平戸市長	平戸市岩の上町
〃	釜田川	〃	〃	平戸市田平町里免
松浦市	志佐川	松浦市長	松浦市長	松浦市志佐町高野免
西海市	雪浦川	西海市長	西海市長	西海市大瀬戸町雪浦下郷
〃	大明寺川	〃	〃	西海市西彼町喰場郷
島原市	大手川	島原市長	島原市長	島原市上の町537番地
雲仙市	有明川	長崎県知事	雲仙市長	雲仙市愛野町乙768-1
〃	山田海岸	雲仙市長	〃	雲仙市吾妻町阿母名
〃	〃	〃	〃	雲仙市〃〃
〃	千々石川	〃	〃	雲仙市千々石町八ヶ島
南島原市	小松川	南島原市長	南島原市長	南島原市加津佐町小松
五島市	福江川	五島市長	五島市長	五島市福江町
新上五島町	大川	長崎県知事	新上五島町長	新上五島町有川郷1293
対馬市	三根川	長崎県知事	対馬市長	対馬市峰町三根
計	64箇所			

## 水防資器材備蓄状況

長崎市

		備蓄水防資器材																	
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	搶矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (巻)	鉛錠 (kg)	唐鍼 (kg)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギリ (本)	ベンチ 両つまはし
江川水防倉庫 (県)	江川町1-3	江川町1-3	4,600	1,350															
市内全域水防倉庫	縮佐町3-35	縮佐町3-35	5,600		8		約200	4	16	10	160		38		21	20	9	5	4
	長崎市役所	桜町2-22	250		22			2	11	4					2	2	10	19	1

長与町

		備蓄水防資器材																	
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	搶矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (巻)	鉛錠 (kg)	唐鍼 (kg)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギリ (本)	ベンチ 両つまはし
長与川	埼里郷36-1	埼里郷36-1	1,500	8	39	240		4	2	1									
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	手竿 (基)	(土のう) (基)	杭木 (固)	平歛	備中歛	ホース (本)	かた	ジョレン	ハシゴ	板頃	リヤカー					
	水防倉庫	埼里郷36-1		2														2	

時津町

		備蓄水防資器材																	
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	搶矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (巻)	鉛錠 (kg)	唐鍼 (kg)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギリ (本)	ベンチ 両つまはし
時津町役場	浦郷274-1	浦郷274-1	500		10	100				10	2								
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	手竿 (基)	(土のう) (基)	杭木 (固)	平歛	備中歛	かた	ジョレン	ハシゴ								
	時津町役場	浦郷274-1	2	6		300													

## 諫早市

河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ	備蓄水防資器材
板岡河原(内) 本明川(土砂堆積地)	諫早市貝津町 1427付近	諫早市貝津町 1,300	500									
金蛇	諫早市本部 水防倉庫	高城町	0	20			0	0				0
金蛇	諫早市城見町 水防倉庫	城見町	9,600		240	250						
小野海岸 本明川	諫早市川内町 水防倉庫	川内町	0	10	0	20	0	0				
小野海岸 本明川	諫早市小野島町 水防倉庫	小野島町	0			50	180	3	6			
奥田海岸 本明川	諫早市西里町 水防倉庫	西里町	100		250	150	8	60				15
小野海岸 本明川	諫早市内町 新地水防倉庫	川内町新地	300		20	50	5	5				5
福田川	諫早市福田町 水防倉庫	福田町		80		350		8				
金蛇	高来支所 倉庫	高来町三部老	1,350	200	4	150		2	3			
湯川	小嘘 水防倉庫	高来町小嘘	500	200	4			2	1			
嵯川	高来町津口 水防倉庫	高来町津口				80						
田島川	小船津 水防倉庫	高来町小船津	500	160	2	100		1				
小工川	折山 水防倉庫	高来町折山	500	185	4	80	2	2	2			
堀川	汲水 水防倉庫	高来町汲水	500	200	4	400		2	4			
深海川	古墳 水防倉庫	高来町古墳	500	100	4	100		2	2			
小長井支所	小長井町 水防倉庫	小長井町	700			50	2	5				
その他			3,175				38	88	21			

## 大村市

河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ	備蓄水防資器材
大上戸川 北部地区水防 倉庫	大村市 水防倉庫	水主1丁目 747-43	11,590	2,014	445		8	28	4	4	80	11
鶴川	防災倉庫	竹松本町 1025-2	15,000	1,000	35		17	24	25	10	60	2
島原市												2
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ	備蓄水防資器材
板岡河原(外) 島原振興局	島原市片町 465-18	島原市片町 465-18	3,400		920							
大手川	広倉 防災倉庫	島原市上の町 537	5,800	120	5	100		3	20	7		
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ	備蓄水防資器材
板岡河原(外) 島原振興局	島原市片町 465-18	島原市片町 465-18	7		7							
大手川	広倉 防災倉庫	島原市上の町 537	7		7							

## 喜仙市

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄水防資器材															
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーリート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉄矢 (丁)	スニッパー (丁)	ハシマー (丁)	ムジ口 (袋)	ビニロン袋 (袋)	ガバ (kg)	鍛錆 (kg)	唐鑽 (袋)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギ (本)
	喜仙町牛口名	喜仙町牛口名 714	500					17	3			16		8		5	3	
	喜仙市役所	国見町土黒甲 1100	330				3	21	1	1			10		5	2		3
	喜仙市役所 国見支所	瑞穂町西郷辛 1285	500				2	7							8			1
	喜仙市役所 瑞穂支所	愛野町甲3938	500			80	1	12	3		2				4	2	6	1
	喜仙市役所 千ヶ石支所	千ヶ石町戊 582	1,000			200		42		70	3	5		6		2		20
	喜仙市役所 小浜支所	小浜町北本町 14	500															
	喜仙市役所 南串山支所	南串山町丙 10538-4	1,000				1	5	5						5			1
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	発電機 (基)	照明灯 (基)	手鋤 (土のう)	杭木 (個)	平鍬	備中鍬	かまます ながた	ショレン ハシゴ	かき板 (丁)	シノー (丁)	油吸着剤 (枚)	救命胴衣 (枚)	バケツ		
	喜仙市役所	喜仙町牛口名 714	3									1	3	4				
	喜仙市役所 国見支所	国見町土黒甲 1100	3	16											5			
	喜仙市役所 瑞穂支所	瑞穂町西郷辛 1285	6	9														
	喜仙市役所 愛野支所	愛野町甲3938	3			400	120			3					1			
	喜仙市役所 千ヶ石支所	千ヶ石町戊 582	3				300				12	18						
	喜仙市役所 小浜支所	小浜町北本町 14	3															
	喜仙市役所 南串山支所	南串山町丙 10538-4	3	10										2				

## 南島原市

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄水防資器材															
			土のう袋 (錆)	鋼杭 (本)	アルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ	ビニロン袋 (巻)	ホグ	鉄錆 (kg)	唐紙	斧	鎌	ノコギ	ペンチ
深江支所	深江町丁2150	12,000	6				3	46	4			50		1	5	3		4
布津支所	布津町乙 1623-1	1,000	18	2	400		3	10	5			26		4		6		23
有家支所	有家町山川58	2,500		3			3	1	2			14		2	4	2	2	3
西有家町里坊 96-2	西有家町里坊 1218番8	2,000	54				5	5	8			2		5		10	4	5
南島原市琴川港 多目的販賣倉 庫	西有家町丁須川 1218番8		800	10	200													3
北有馬支所	北有馬町戊 2747	2,000	20	6	200		2	5	3					1	5	3		1
南有馬支所	南有馬町乙 1023	3,200	25															
口之津支所	口之津町丙 452	10,000	25	140	100		2	12	1			2		1	10	2	2	1
加津佐支所	加津佐町己 3514	1,300																
小松川 水防倉庫	加津佐町乙 1006																	
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	手糸	(土のう) (個)	杭木	平繩	備中綱	かます	なた	ショレン	ハジゲ	量 (t)	(土砂) (m)	(ガソリン) (本)	(板類) (枚)	
深江支所	深江町丁2150					1500												
布津支所	布津町乙 1623-1					133												
有家支所	有家町山川58		6								1	5	1					
西有家町里坊 96-2	西有家町里坊 1218番8										2	3	3					
南島原市琴川港 多目的販賣倉 庫	西有家町丁須川 1218番8		2	1							5							
北有馬支所	北有馬町戊 2747		2	1										2	1			
南有馬支所	南有馬町乙 1023		1	5														
口之津支所	口之津町丙 452																	
加津佐支所	加津佐町己 3514																	
小松川 水防倉庫	加津佐町乙 1006										1200							

## 佐世保市

河川名	水防倉庫名	所在地	土の工袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブリーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	縄 (個)	カゴ (個)	敷様 (kg)	唐鉢 (袋)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギリ (本)	ベンチ 両つるはし
振興局内 防倉庫(東)	大野池野地区水 大野町218-5	9,300	1,000	5	0	370	8	19	13	270	25	15	30	7	3	2	2	3	8
佐世保川 中央 水防倉庫	高天町53、64-1 1、64-3	5,000	909	282	1,800	98	6	18	9	444	9	50	4	5	16	3	3	5	5
相浦川 相浦地区 水防倉庫	相浦町622-9	6,599	720	28	6,000	85	6	21	8	60	11	30	5	5	10	3	6	6	6
中里管轄地区水 防倉庫	上本山町 1228-1	1,853	362	37	4,000	83	8	19	10			35	5	5	9	3	5	5	5
ヒ 柚木地区 水防倉庫	柚木町2088-2	660	136	53	5,200	90	7	16	11			10	6	6	4	4	3	9	9
日宇川 日宇地区 水防倉庫	黒妻町4075-5 84	3,700	700	29	2,600	94	6	24	12	200	17	30	5	5	10	3	5	11	11
小森川 三川内地区 水防倉庫	三川内本町 289-1	600	252	36	4,000	147	7	21	10	210	35	30	5	4	10	3	5	5	5
ヒ 早岐地区 水防倉庫	庄田3丁目424	4,000	780	60	8,600	135	9	21	19		3	45	5	7	13	4	5	5	8
宮村川 宮地区 水防倉庫	城間町345	1,340	368	30	3,200	54	6	21	10		23	30	5	4	10	4	5	5	8
福井川 吉井北部地区水 防倉庫	吉井町直谷 1042-3	400	230	13	6,600	88	5	21	9		2	10	4	4	11	2	4	4	5
佐々川 吉井東部地区水 防倉庫	吉井町鷹川内 445-4	800	238	35	7,800	120	9	18	8			20	3	10	3	3	3	9	9
ヒ 吉井南部地区水 防倉庫	吉井町吉元 409-4	600	230	43	4,200		2	20	8			40	4	4	10	2	4	4	4
小佐々川 小佐々地区 水防倉庫	小佐々町白浦 35-2	2,540	720	36	7,400	47	7	43	7	65	6				25	7	5	10	2
江迎川 江迎地区 水防倉庫	江迎町長坂 255-5	5,600	1,600	29	2,600		1	17	6			10	11	4	15	1	1	3	4
鹿町地区 水防倉庫	鹿町町下野ヶ 浦254-1	2,800	800	32	4,000		3	12	13			10	5	4	10	4	5	5	10
佐々川 世知原地区水防 倉庫	世知原町栗迎 246-1	3,275	370	23	8,600	19	6	23	13			25	5	4	11	3	5	7	7
福浦川 宇久地区 水防倉庫	宇久町平 2551-5	1,810	500	20	3,600	20	4	17	10			20	5	2	4	2	3	4	4

## 東佐杵町

河川名	水防倉庫名	所在地	土の工袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブリーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	スコップ (丁)	ハサマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	縄 (個)	カゴ (個)	敷様 (kg)	唐鉢 (袋)	斧 (本)	鎌 (本)	ノコギリ (本)	ベンチ 両つるはし
佐杵川 千瀬川	東佐杵町役場	蔵本郷1850-6	2,000		5														
佐杵川 千瀬川	消防署各分団	8箇分団 各詰所																	
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	(土のう) (基)	手斧	(土のう) (基)	杭太	平鋸	備中鍬	かまく	ジョレン	ハジゴ							19
佐杵川 千瀬川	東佐杵町役場	蔵本郷1850-6																	
佐杵川 千瀬川	消防署各分団	8箇分団 各詰所	9	11															

備蓄水防資器材材												
川棚町		河川名		水防倉庫名		所在地		土のう袋 (袋)			備蓄水防資器材材	
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (kg)
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	100	20	200	250	8	20	19	42
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	手糸 (土のう) (個)	杭木 (基)	平歛 (個)	備中歛 かます	なた	ジョレン ハシゴ	シノー (丁)	唐鑓 かき板 (丁)
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	(基)					7		14	8
波佐見町											100	
備蓄水防資器材材											ヘンチ	
川棚町		河川名		水防倉庫名		所在地		土のう袋 (袋)			備蓄水防資器材材	
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	鉤矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (kg)
川棚川	河川名	東地区水防倉 庫	所在地	宿郷660	1,500	100	20	700	100	5	35	2
川棚川	河川名	南地区 水防倉庫	所在地	長野県299-5	400	180	1	200	150	5	24	24
川棚川	河川名	水防倉庫名	所在地	(老齋機) (基)	手糸 (土のう) (個)	杭木 (基)	平歛 (個)	備中歛 かます	なた	ジョレン ハシゴ	シノー (丁)	唐鑓 かき板 (丁)
川棚川	河川名	東地区水防倉 庫	所在地	宿郷660			2				2	2
川棚川	河川名	南地区 水防倉庫	所在地	長野県299-5							15	15
小直賀町											ヘンチ	
小直賀町		河川名		水防倉庫名		所在地		土のう袋 (袋)			備蓄水防資器材材	
笛吹川	河川名	水防倉庫名	所在地	笛吹橋237-6番 地1	200		5				ムシロ (kg)	
笛吹川	河川名	小直賀町役場	所在地								2	
佐々木町											ヘンチ	
佐々木町		河川名		水防倉庫名		所在地		土のう袋 (袋)			備蓄水防資器材材	
佐々木川	河川名	水防倉庫名	所在地	本田原免168 番地2	1,200	50	30				ムシロ (kg)	
佐々木川	河川名	佐々木町役場	所在地								2	

河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブリッシャー (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	梯矢 (丁)	スニップ (丁)	ハンマー (丁)	ミソロ (袋)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (袋)	唐鑓 (kg)	唐鑓 斧	鍛 斧	ノコギリ	ベンチ 両つばはし
海津川 海岸警備隊 消防署(東) 沿岸警備隊 消防署(東)	田平木地防を要事 所	平戸市田平町 山内免808	180	140														
鏡川	岩の上町T33-1	平戸市	730	210	6		3	29	6					16		1	8	7
平戸市 消防署	下中津良町	平戸市消防署中 津良出張所	540-2	530	12	3	4	10					5			2	7	3
平戸市 月出張所	生月町山田免	平戸市消防署生 月支所	2503-4	340	2		5	1					5			9	1	3
金田川	田平町里免	平戸市消防署田 平支所	239-1	180	3		2	5	1				4			7	3	2
平戸市 大島出張所	大島村前平	平戸市消防署 大島支所	1838-1	820	15	2		2	1				3			3	3	1
平戸市役所	岩の上町	平戸市役所	1508-3	100	5	200	5	200	3	13	3					4	2	11
平戸市役所 生月支所	生月町里免	平戸市役所 生月支所	1660	50	5	100	5	100	2	5	1							
平戸市役所 田平支所	田平町里免	平戸市役所 田平支所	27-1	700	3	300	3	300	3	4	2				2	4	2	
平戸市役所 大島支所	大島村前平	平戸市役所 大島支所	1840-1	200		100		100	1	4	1					1		
消防団	各格納庫			7,950														
河川名	水防倉庫名	所在地																
海津川 海岸警備隊 消防署(東) 沿岸警備隊 消防署(東)	田平木地防を要事 所	平戸市田平町 山内免808																
鏡川	岩の上町T33-1	平戸市																
平戸市 消防署	下中津良町	平戸市消防署中 津良出張所	540-2															
平戸市 月出張所	生月町山田免	平戸市消防署生 月支所	2503-4															
金田川	田平町里免	平戸市消防署田 平支所	239-1															
平戸市 大島出張所	大島村前平	平戸市消防署 大島支所	1838-1															
平戸市役所	岩の上町	平戸市役所	1508-3															
平戸市 生月支所	生月町里免	平戸市役所 生月支所	1660															
平戸市役所 田平支所	田平町里免	平戸市役所 田平支所	27-1															
平戸市役所 大島支所	大島村前平	平戸市役所 大島支所	1840-1															
消防団	各格納庫			44														

※発電機・照明灯にあつてはタンク車、ポンプ車も含む。

## 松浦市

河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ ハシマー (丁)	ビニロン袋 (巻)	ホグ (袋)	鉄錠 (kg)	唐鍼	斧	鎌	ノコギリ	ペンチ	両つるはし
志佐川	松浦市 水防倉庫	志佐町高野免 1164-7	4,500	300	2	50		5	18	1										6
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	手電															
志佐川	松浦市 水防倉庫	志佐町高野免 1164-7																		

## 西海市

河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ ハシマー (丁)	ビニロン袋 (巻)	ホグ (袋)	鉄錠 (kg)	唐鍼	斧	鎌	ノコギリ	ペンチ	両つるはし
雪浦川	大瀬戸町 消防倉庫	大瀬戸町瀬戸 豊浦郡2278-3	1,280		28			4	5											2
大明寺川	西彼町水防倉 庫	西彼町食塩郷 736	100			10			5	1										
	大瀬戸土木維持 管理事務所	西海市大瀬戸 町瀬戸飯浦郷 1128-16	600	240		160			1	1										
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	手電	(土のう) (個)	杭木	平歛	備中織 ワキタスージ (式)	油濾処理 プロト キット (個)	敷ワラ (枚)	油濾 フロト (枚)								5
雪浦川	大瀬戸町 消防倉庫	大瀬戸町瀬戸 豊浦郡2278-3							1										2	
大明寺川	西彼町水防倉 庫	西彼町食塩郷 736						50	5	4										
	大瀬戸土木維持 管理事務所	西海市大瀬戸 町瀬戸飯浦郷 1128-16																		
河川名	水防倉庫名	所在地	ボーラー (本)	ざる (個)	アキレス ペーパーフィルター (枚)	油處理剤 (L)														
雪浦川	大瀬戸町 消防倉庫	大瀬戸町瀬戸 豊浦郡2278-3							1	9	1	1	50	41	8	1			10	
大明寺川	西彼町水防倉 庫	西彼町食塩郷 736																	10	
	大瀬戸土木維持 管理事務所	西海市大瀬戸 町瀬戸飯浦郷 1128-16																	7	

## 五島市

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄水防資器材															
			土のう袋 (袋)	鋼枕 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	スコップ (丁)	鉤先 (丁)	ハシマー (丁)	ムジロ (kg)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (袋)	唐歎 (巻)	唐歎 (巻)	鍵 ノギヤ	ベンチ 四つんばし	
防災資機材 地域備蓄庫	上大津町172番地4	2,480	62	25	400		3	27						2			10	
五島市 富江支所	富江町富江 165番地	50			100			2										
五島市 玉之浦支所	玉之浦町玉之 浦763番地	400			100		1	2									3	
五島市 三井楽支所	三井楽町下瀬 1473番地1	300			100			5										
五島市 岐宿支所	岐宿町岐宿 2535番地	200			100			3						3			3	
五島市 奈留支所	奈留町浦1818 番地	79			100			2										
五島市 消防署	福江町1番2号	2,934					26	38	9					23			18	
五島振興局	福江町7-1	570	280	4														
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	手糸 (基)	(土のう) (個)	杭木 (基)	平鋸 (個)	備中鋸 (基)	かまます なたに	麻ロープ (基)	カキ板 (巻)	組立水槽 (基)	油吸着剤 (枚)	バグ	救命胴衣 (個)	ボリ缶 (個)	カッタメ (丁)	
防災資機材 地地域備蓄庫	上大津町172番地4				0		14					6			55	10	5	23
五島市 富江支所	富江町富江 165番地																	
五島市 玉之浦支所	玉之浦町玉之 浦763番地																	
五島市 三井楽支所	三井楽町下瀬 1473番地1																	
五島市 岐宿支所	岐宿町岐宿 2535番地																	
五島市 奈留支所	奈留町浦1818 番地																	
五島市 消防署	吉久木町628 番5							1				2	2	26	3		18	
五島振興局	福江町7-1																	
新上五島町																		
河川名	水防倉庫名	所在地	土のう袋 (袋)	鋼枕 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	スコップ (丁)	鉤先 (丁)	ハシマー (丁)	ムジロ (kg)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (袋)	唐歎 (巻)	唐歎 (巻)	鍵 ノギヤ	かき板 四つんばし	
金道川 侵襲	新上五島町 青方郷1385-1		300		50					4								
大川	消防本部・署	七目郷902-1	1,800		2			8	29	5								
	若松支所	若松郷277-7	300															
新魚目支所	復津郷491		250															
大川	有川支所	有川郷720-1	2,500															
	奈良尾支所	奈良尾郷379	200															
県有水防倉庫	南大瀬郡新上五 島町有川郷1292	800													281			

## 老岐市

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄水防資器材													
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	アクリシート (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	投矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (巻)	ビニロン袋 (袋)	ホグ (巻)	鍛錆 (kg)	斧 鎌	ノコギリ ベンチ
老岐局管内	老岐市役所	老岐市管内	0	0												
老岐市役所 鵜ノ浦庁舎	本村触562	鵜本町 西戸触182-5	416	60		1			5							1
老岐市役所 勝本庁舎	芦辺町	芦辺町芦辺浦 562	600	0	2	12		3	6	3						2
老岐市役所 石田庁舎	石田町石田西 触1290	石田町石田西 触111-2	160	90					11							
老岐消防署	芦辺町中野郷 西触111-2	芦辺町中野郷 西触676番地	15	60	3	1		2	8	4						1
老岐消防署 鵜の浦支署	鵜本町志原 西触844番地2	鵜本町志原 西触844番地2	1,300	7	9			3	21	2						
老岐消防署 勝本出張所	鵜本町西戸触 844番地2	鵜本町西戸触 844番地2	170		1	2	10	1	11							
河川名	水防倉庫名	所在地	(発電機) (基)	(照明灯) (基)	手斧 (基)	(土のう) (個)	(砂 (m <sup>3</sup> ))									
老岐局管内	老岐市役所 鵜ノ浦庁舎	老岐市管内 鵜ノ浦町 本村触562														
老岐市役所 石田庁舎	芦辺町	芦辺町芦辺浦 562					550									
老岐市役所 鵜本庁舎	石田町石田西 触1290	石田町石田西 触182-5					100									
老岐市役所 芦辺庁舎	芦辺町	芦辺町芦辺浦 562					100									
老岐消防署	芦辺町中野郷 西触411-2	芦辺町中野郷 西触411-2					93									
老岐消防署 鵜の浦支署	鵜本町志原 西触676番地	鵜本町志原 西触676番地					120									
老岐消防署 勝本出張所	鵜本町西戸触 844番地2	鵜本町西戸触 844番地2					350	8								
								19								

## 対馬市

河川名	水防倉庫名	所在地	備蓄物貯蔵量															
			土のう袋 (袋)	鋼杭 (本)	アリーバー (枚)	ロープ (m)	丸太 (本)	梯矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ムシロ (袋)	ビニロン袋 (袋)	ホダ (kg)	漁網 (巻)	香料 (袋)	斧 (枚)	鍬 (枚)	ノコギリ (枚)
張風呂番付 対馬市役所	新原町国分 1441番地	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	1,380	3	600		1	10	3							31	4	8
中対馬振興部	豊玉町仁位 甲550番地2 350						2	15	1									
上対馬振興部	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	300	20	600		2	12									20	2	
美津島行政サー ビスセンター 倉庫	島津町け知 甲550番地2 350			2	20		1	6	1							3	4	
対馬市消防署	新原町梅原 2,230	650	2															
豆駄分量所	新原町豆駄 211		2	100		1	1	1								4	1	
美津島出張所	美津島町け知 乙720	1,150	70	100		5	17	5								7	4	
中部支署	豊玉町仁位 乙720	1,040	8	100		2	10	2								6	3	
峰主署	峰町生賀 100		1	100		2	5	2								6	3	
北部支署	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	257	6	100		2	8	3								5	6	
上対馬出張所	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	375	1	100		2	6	2								4	1	
河川名	水防倉庫名	所在地	(発光後) (基)	(台)	手鉤 (基)	(袋)	土のう袋 (袋)	つるはし (袋入り)										
張風呂番付 対馬市役所	新原町国分 1441番地	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	2	1			200	8										
中対馬振興部	豊玉町仁位 甲550番地2 350							5										
上対馬振興部	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350							150	1									
美津島行政サー ビスセンター 倉庫	島津町け知 甲550番地2 350								1									
上対馬消防署	新原町豆駄 乙720	1																
豆駄分量所	新原町豆駄 11	8							1,116	5								
美津島出張所	美津島町け知 豊玉町仁位 乙720	2	3						185	1								
中部支署	峰町生賀 4								147	4								
峰主署	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	2	2						235	2								
北部支署	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350	2	2						130	5								
上対馬出張所	上対馬町比田 野5丁目1番地1 350								100	4								

## ○水防資器材備蓄に関する基本方針(令和4年2月 河川課)(抜粋)

### 1 方針の趣旨・目的

長崎県水防計画第6章第3項に定める県水防地方本部(振興局)で備蓄する水防資器材について、その種類・数量の決定や管理のあり方などを示した方針を定めて、適切な水防資器材の備蓄に努め、水防管理団体である市町と水防資器材に関する情報を共有しながら、必要な水防管理団体への資器材緊急補給支援を行い、市町と共同して水防に当たっていくものとする。

### 2 水防資器材の使用状況

県内各市町の過去5ヵ年の水防資器材の使用実績については、主に土のう袋の使用実績が多いが、市町の備蓄数量で賄える数量であり、県に対して緊急補給を求めた実績はない。

県内各地方機関の過去5ヵ年の水防資器材の使用実績については、県北振興局の1件のみであり、その内容については二級河川相浦川での直営水防活動であり、それ以外の使用実績はない。

以上のとおり、過去の水防資器材使用実績は多くはないが、今後、発生する出水に備え、水防資器材は必要であることから以下のとおりとする。

### 3 備蓄の基本的な考え方

水防地方本部が備蓄する資器材は、水防管理団体への緊急補給を目的とした備蓄である。

水防管理団体の水防資器材の備蓄については、各地域の重要水防区域の延長、河川延長、過去の資器材の使用実績など実情に応じた資器材を準備しておくよう水防計画に定めがある。

現状としては、直近5年間の水防管理団体の使用実績は、各水防管理団体で違いがあるが、最も使用実績が多い団体の土のうでも備蓄数量の3割程度であり、現在の備蓄状況で十分対応可能となっている。また、各水防管理団体管内の重要水防区域等は延長や箇所数、改修の状況等様々である。

よって、水防地方本部として備蓄する資器材の種類や数量については、これらの実情を踏まえた上で、河川課との事前協議及び水防管理団体との協議により決定するものとする。

協議にあたっては、別添資料に記載の「水防地方本部(県地方機関)及び水防管理団体(市町)の備蓄数量」及び「水防管理団体の直近5年間の使用実績数量」を踏まえ、また、他の水防地方本部(振興局)の備蓄状況(備蓄数量及びその管内の水防管理団体(市町)備蓄数量、その備蓄数量に対する水防地方本部(振興局)備蓄数量の割合など)も勘案する。

なお、近年では、災害支援協定により出動した建設業者が大型土のうを設置するなど水防に対する対応も変容しており、また、県が備蓄する資器材は各水防管理団体の緊急補給の役割であることから、水防管理団体に十分な備蓄があると考えられる際は、過剰な備蓄を避けるため備蓄を控え、過去の使用実績と比較し水防管理団体の備蓄が少ない場合は、水防管理団体に対し資器材を備蓄するよう助言を行う。

### 4 備蓄にかかる協議

河川課が各水防地方本部に協議依頼を行い、河川課との事前協議後に各水防地方本部と水防管理団体と協議を行い、その結果水防地方本部で決定した数値を河川課へと報告する。

## 6 水防地方本部における水防資器材の管理

水防地方本部は、出水期前、出水期後それぞれの時期に水防資器材を備蓄している水防倉庫にて、数量の確認を行い受払簿と一致する事を確認する。また、水防資器材の状態が使用に耐えうるものであるかについても併せて確認を行い、使用に耐えられないものは不用決定を行い、受払簿に記載したうえで廃棄処理を行う。

## 7 水防本部の水防資器材の把握

水防地方本部は、水防管理団体への緊急補給により資器材を払出した際には、受払簿へ記載するとともに、その品目・数量及び在庫を水防本部に報告するものとする。

水防本部は、上記報告を受け、水防管理団体への緊急補給により水防資器材の不足が生じた水防地方本部に対し、他の水防地方本部からの補充など必要な調整に備え、各水防地方本部の備蓄状況を把握しておくものとする。

## 8 水防倉庫の管理

水防地方本部は備蓄資器材の保管場所である水防倉庫についても資器材と同様に現地確認を行い、緊急補給のための資器材搬出がスムーズに行えるよう倉庫の施錠・開錠の確認、倉庫内部の整理、倉庫外部の除草など適切な管理を行う。

### ○平成17年度行政監査「防災資機材の管理等の状況について」(抜粋)

#### (7) 水防資器材

『水防法第7条に基づく県水防計画』において水防備蓄資器材は、水防管理団体(市町村等)が行う水防活動が十分に行われるよう、かつ、水防管理団体の資器材が不足するような緊急事態に際し、応急支援を行うため、県下10箇所の振興局・地方局・土木事務所において整備することになっており、その品目と数量は次のとおりである。

このうち、振興局(県北・島原)、地方局(五島・壱岐・対馬)、土木事務所(長崎・大瀬戸・諫早)において現物確認調査を行った。

##### ア:水防資器材の備蓄

水防資器材の備蓄については管理台帳等がなく、定期点検もされていない状況であり、現在では資器材として機能的でないものも見直しがされていないまま備蓄されていた。

田平・五島・壱岐においては、水防資器材が全く備蓄されていなかった。

なお、市町村においても、県に市町村補充用の備蓄資器材があることを認識していない状況であり、災害時に適切な対応ができない状況にあるなど改善を必要とする事項があった。

また、水防資器材が保管されている一部の倉庫において、劣化により機能品質が保持されていないものや照明設備が整備されていないもの、資器材が混在して格納された状態となっているものなど改善を必要とする事項があった。

##### (指摘)

水防資器材が保管されている一部の倉庫において、劣化により機能品質が保持されていないものや照明設備等の不備が見受けられたので、常日頃から定期点検を実施し、整備や品質管理を徹底するなど改善する必要がある。

また、現在では殆ど使用しない古い備蓄品もあるので、今日の時代にあった機能的な資器材に見直すべきである。

今後は、県と市町においてそれが保有すべきものについて十分に協議を行い、合理的な備蓄のあり方について検討する必要がある。[河川課]

#### イ:民間事業者との連携

長崎土木事務所・大瀬戸土木事務所と県建設業協会長崎支部は、阪神大震災や福岡西方沖地震レベルの大規模災害を想定し、災害の初期段階から公共土木施設の被災状況把握や緊急作業を行うことを目的として、平成17年11月28日「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定」を締結している。

今後、資器材の備蓄にあたって、民間事業者の協力による応急支援体制の確立など改善が望まれる事項があった。

#### (意見)

水防資器材の備蓄にあっては、県で設備しておくべきものと市町村で備蓄すべきものなど役割分担を明確にするとともに、公的備蓄と民間事業者と協定を結んで調達する流通在庫備蓄を併用して必要量を提供できる体制について検討することが望まれる。[河川課]

#### ウ:水防倉庫

県水防計画に記載されている水防倉庫設置箇所一覧で「管理者」は水防倉庫の所有者、「責任者」が資器材の管理責任者ということであるが、佐世保市大野町水防倉庫は県が「責任者」であるにもかかわらず、佐世保市長が「責任者」と記載されているなど実態とあってないものがあった。

また、西海市地域防災計画(水防関係部分)に記載されている鳥加水防倉庫が県水防計画に記載されていないなど相違がみられるものがあり改善を必要とする事項があった。

#### (指摘)

水防計画に記載されている水防倉庫設置箇所一覧表において、実態と異なっているものがあったので、実態にあったものに改善する必要がある。

#### エ:指定水防管理団体等の水防計画

『県水防計画第2章第3節』では「指定水防管理団体は、毎年水防計画を樹立し、その計画書を少なくとも出水期までに提出して、知事に協議しなければならない。その他の水防管理団体においても、努めて上記に準じ当該地方機関長に協議することが望ましい」とされているが、次のとおり改善が望まれる事項があった。

#### (意見)

指定水防管理団体への協議は本庁へ直接されているが、所管の地方機関は経由されていない。また、その他の水防管理団体の地方機関協議も一部においては行われてはいない。

市町に備蓄されている水防資器材を的確に把握するためにも、水防計画書の提出にあたっては、各水防管理団体と地方機関の協議が行われることが望まれる。[河川課]

○令和3年度普通会計定期監査結果(前期)(抜粋)

② 水防地方本部(振興局)で備蓄しておくべき資器材について、「長崎県水防計画」と「長崎県地域防災計画」で考え方が統一されていない。また、備蓄基準を各振興局で定めるべきものとしているが、周知徹底されていないため、県として備蓄すべき資器材の種類及び数量が不明確である。 [河川課]

○長崎県地域防災計画 基本計画編 令和3年6月修正(抜粋)

第17節 水防倉庫及び資器材の備蓄

[県の水防地方本部の水防資器材備蓄基準]

- ・県の水防地方本部は、管内市町の備蓄資材に不足が生じた場合、緊急補充に備える必要があり、その備蓄する資器材は、資材置き場を確保し、管内水防管理団体が備蓄すべき「土のう袋」「鋼杭」の数量の約10%相当を備蓄する。
- ・従前より備蓄していた資器材については、全てを不要とすることなく、要不要の検討を行い、必要な資器材については、引き続き備蓄し、管理を行うこと。
- ・水防資器材の管理については、受払簿を備え付け、品質管理及び整理に努める。

○長崎県地域防災計画 震災対策編 令和3年6月修正(抜粋)

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、地震災害に対処するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の気手に基づき、長崎県防災会議が作成する計画であり、長崎県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関が長崎県の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対応、災害復旧対策を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

○津波浸水想定について(解説:第2版)(平成28年10月公表)(抜粋)

1. 津波対策の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされています。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」(L2津波)です。

もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」(L1津波)です。

長崎県ではこれまでの県独自の調査結果や内閣府で公開された南海トラフの巨大地震の調査報告等も踏まえて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を作成し、平成26年3月31日に第1版を公表しました。

第2版では、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査報告を踏まえ、津波浸水想定を見直しました。

## ○地震・津波災害発生時の初動対応マニュアル(平成22年4月修正)(抜粋)

### 第1 基本方針

都道府県は、当該都道府県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有している。(災害対策基本法第4条)

この地震・津波災害発生時の初動対応マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、長崎県内に被害を及ぼす大規模な地震や津波が発生またはそのおそれがある場合に、長崎県職員が自ら的に登庁し、長崎県災害対策本部又は長崎県災害警戒本部(以下「災害対策(警戒)本部」という。)員として、的確な初動活動を行うための基本的な事項をとりまとめたものである。

職員は、地震・津波災害が発生した場合は、

第1に、人命救助

第2に、災害の拡大防止

第3に、被災者対応

を念頭において、迅速、的確な災害応急活動を実施しなければならない。